

# 令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象

平成30年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行のうち、下表の団体に対する補助金に係るもの。

団体名	所管部課名	補助金	金額
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会	保健福祉部 社会福祉課	当初交付額	144,194,000円
		返還額	12,871,655円
		補助金額	131,322,345円
	保健福祉部 高齢福祉課	当初交付額	12,184,000円
		返還額	8,377,531円
		補助金額	3,806,469円
公益社団法人 土浦市シルバー人材センター	保健福祉部 高齢福祉課	当初交付額	10,978,000円
		返還額	0円
		補助金額	10,978,000円

## 第3 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施に当たり、監査の着眼点（評価項目）を次のとおり設定した。

- 1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- 2 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- 3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- 4 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- 5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- 6 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- 7 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- 8 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- 9 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- 10 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- 11 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## 第4 監査の実施内容

監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、各対象団体に赴き、監査の着眼点（評価項目）に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員へのヒアリングを実施した。本監査においては、対象団体職員及び保健福祉部長の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

## 第5 監査の場所及び日程

### 1 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会

#### (1) 事前監査

(場所) 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会団体共用室

(日程) 令和元年5月17日

#### (2) 本監査

(場所) 土浦市役所監査委員室

(日程) 令和元年5月31日

### 2 公益社団法人土浦市シルバー人材センター

#### (1) 事前監査

(場所) 公益社団法人土浦市シルバー人材センター会議室

(日程) 令和元年5月21日

#### (2) 本監査

(場所) 土浦市役所監査委員室

(日程) 令和元年5月31日

## 第6 監査の結果

### 1 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

また、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

## (1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## (2) 意見

- ① 業務委託契約の締結に係る起案書及び契約書の作成事務に当たっては、起案書に記載された契約件名と契約書に記載された件名を完全に一致させるなど、より正確な事務処理を心掛けられるとともに、起案書の決裁日の記載漏れなどの遺漏が生じないように十分注意されたい。
- ② 現行の社会福祉法人土浦市社会福祉協議会福祉団体等補助金交付要綱の中には、実績報告に係る規定や補助金額に係る補助率・補助限度額の項目が見られなかったが、必要と考えられる事項についてはこれを加えるなど、要綱の整備について検討されたい。

## 2 公益社団法人土浦市シルバー人材センター

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

また、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

## (1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## (2) 意見

- ① 市からの補助金に係る事務手続については、土浦市シルバー人材センター事業補助金交付要項及び土浦市補助金等交付規則の規定に基づき、遺漏のないよう進められたい。
- ② 事業者との業務委託契約において、契約約款に定める自動更新の規定により処

理されているものが見受けられた。自動更新自体は問題となるものではないが、内部事務として、当該契約を継続して締結することが団体の代表者に承認されていることを客観的に明らかにしておくことが望ましいと考えることから、今後も引き続き自動更新により処理される場合には、その旨を示す決裁文書の作成を検討されたい。

- ③ 茨城県内の各シルバー人材センターが、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会による定期指導及び厚生労働省茨城労働局による事務指導を受けたところであるが、これらの指導の結果に基づき、より適正な運営を図られたい。特に市との業務委託契約に係る課題については、引き続き市の担当部局との協議・調整を進められたい。